

京都府戦略的地震防災対策指針 (案)の策定について

平成21年4月22日

京都府戦略的地震防災対策指針策定部会

部会長 林 春男 京都大学防災研究所教授

1 策定の趣旨

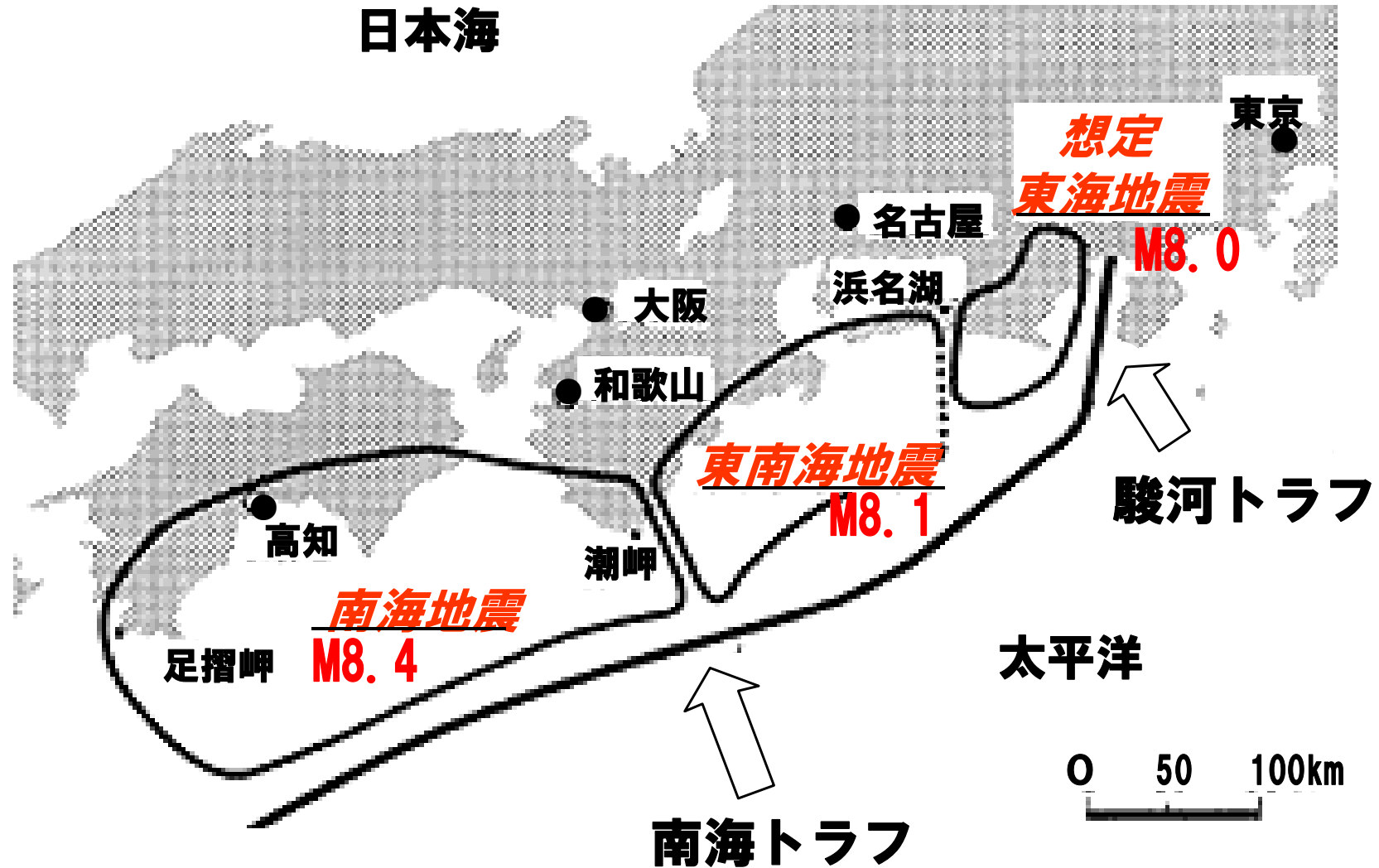
- 地震被害の軽減・抑止を図るため、地震に対する減災目標及びこれを達成するための具体的な数値目標を明示し、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等が連携・協働して、戦略的に地震防災対策を推進することを目的に策定。

2 京都府を取り巻く地震災害のリスク

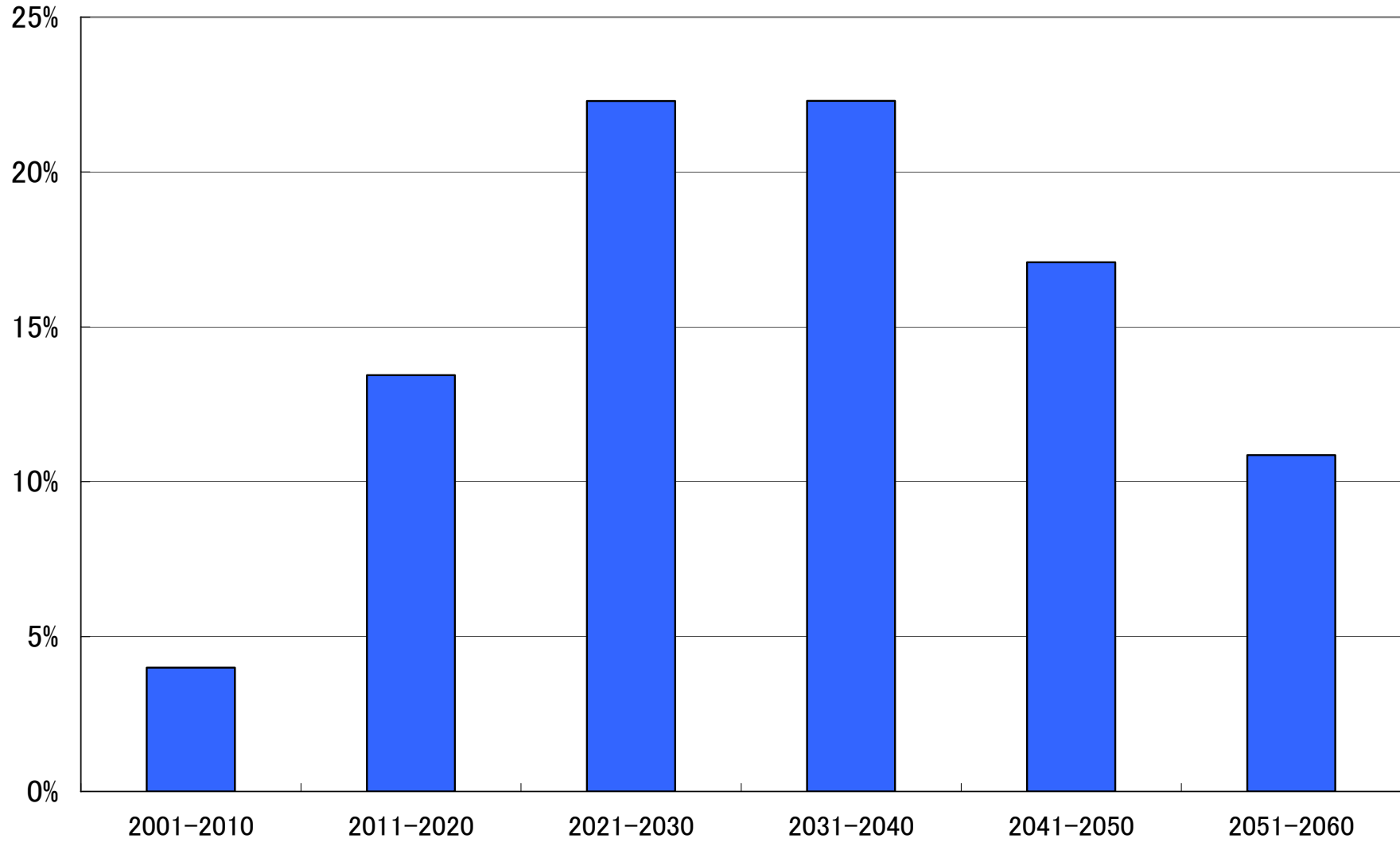
- 府内に多く存在する活断層による直下型地震と、発生確率の高い東南海・南海地震を視野に入れた対策を進める必要がある。

21世紀前半の西日本は地震の活動期

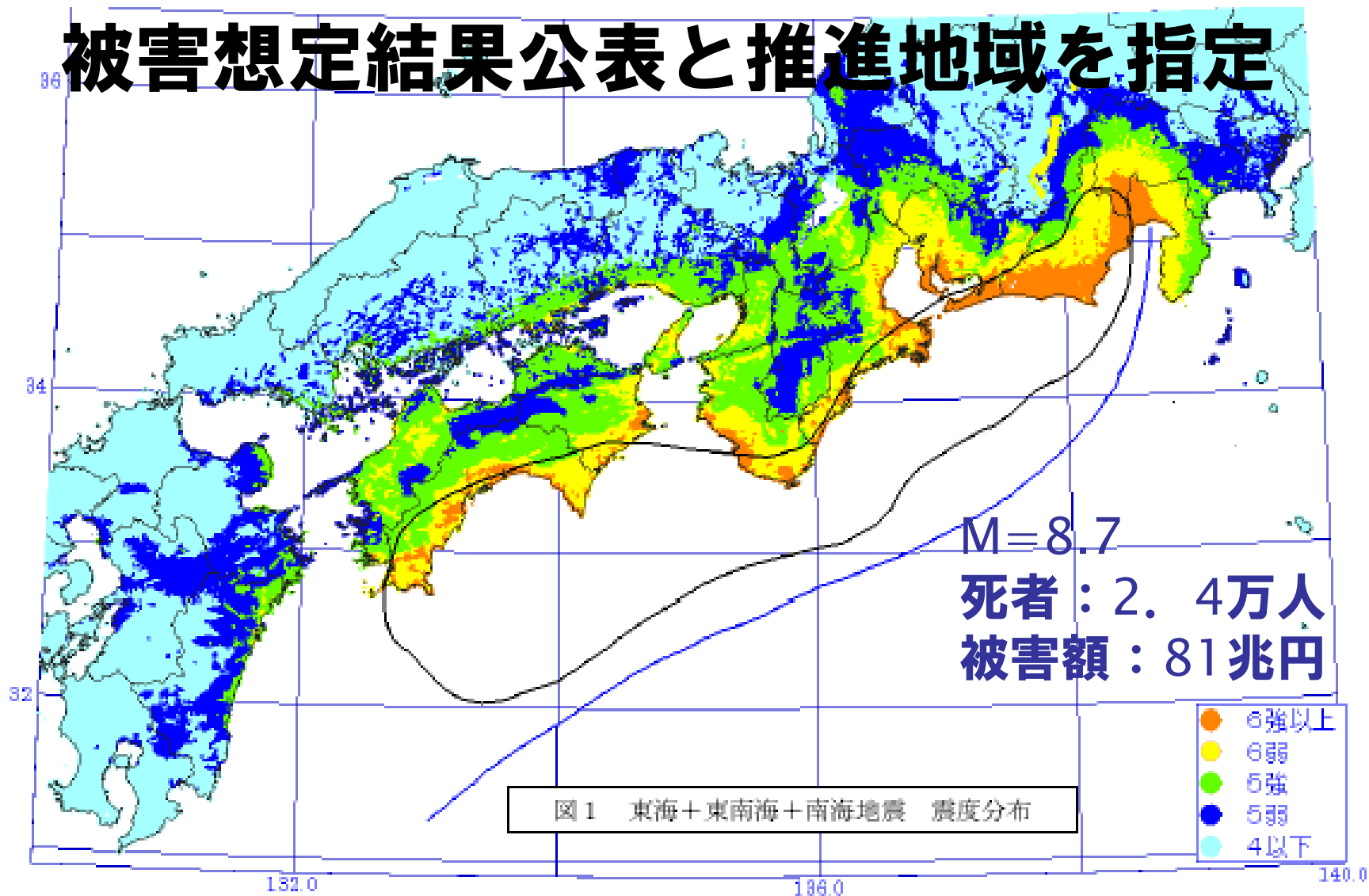
-東海・東南海・南海地震の発生-



高まる東南海・南海地震発生リスク

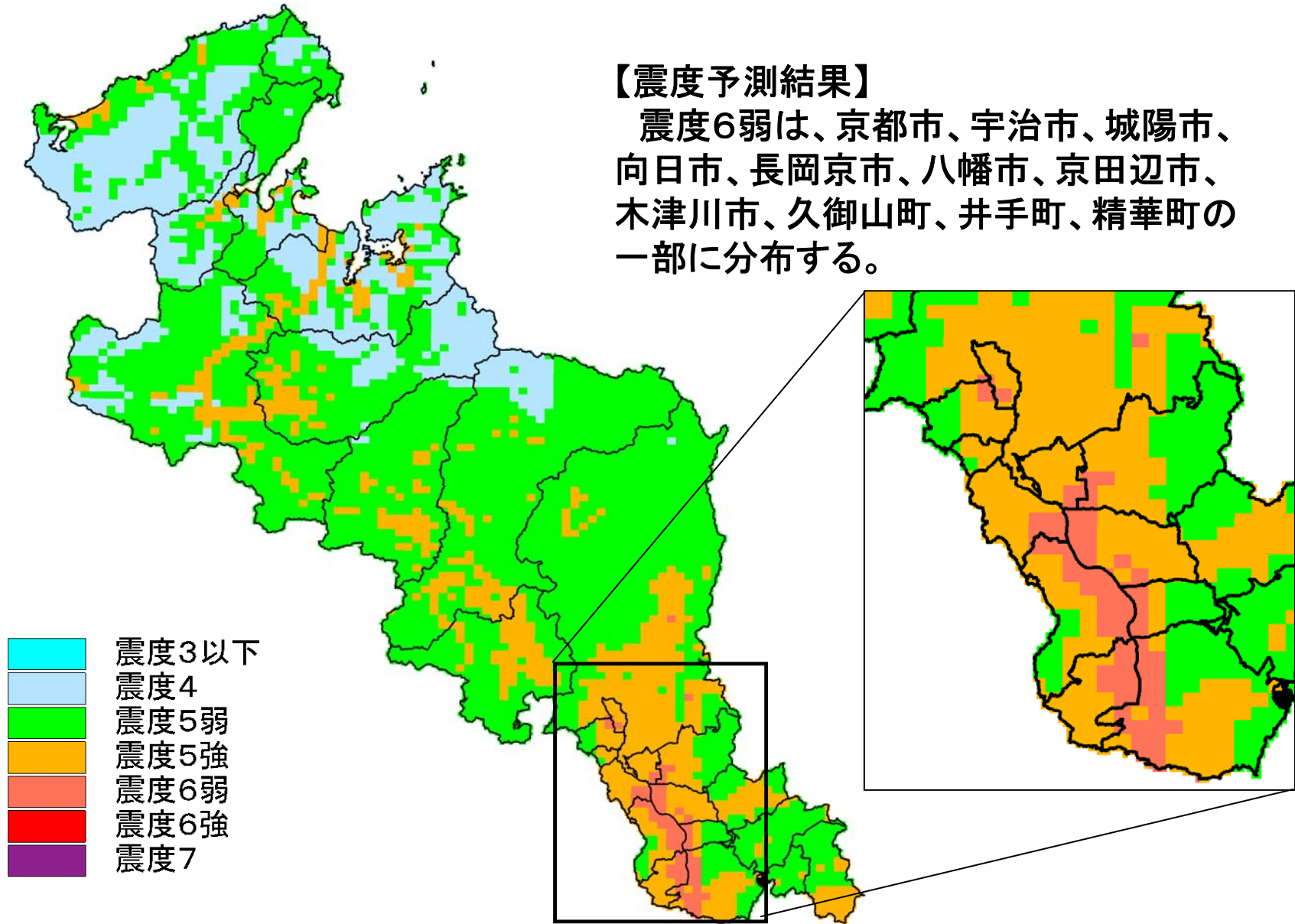


2003年に国（中央防災会議）は 被害想定結果公表と推進地域を指定

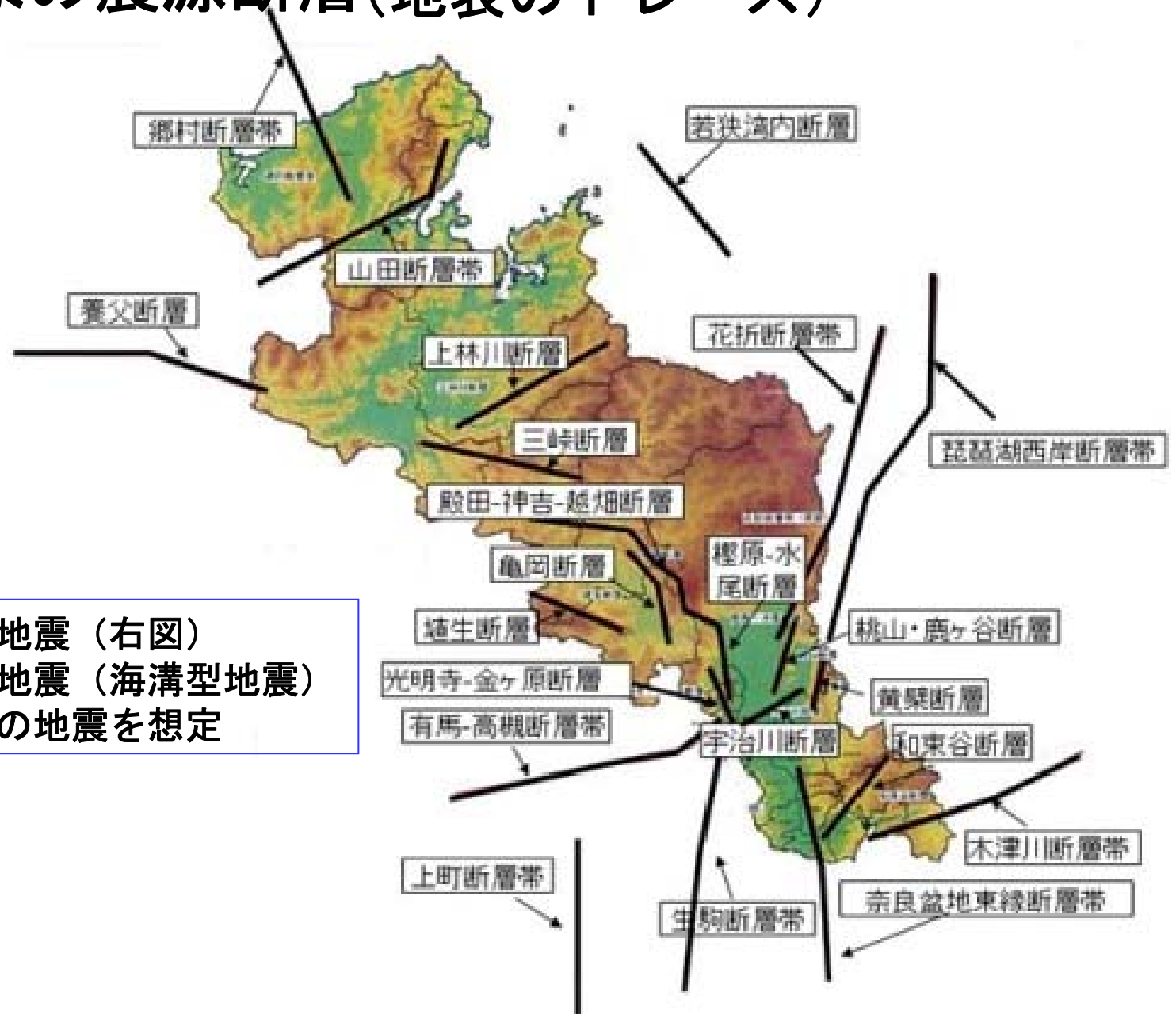


東南海・南海地震(マグニチュード8.5)

震源位置: 太平洋(愛知県沖合~高知県沖合)

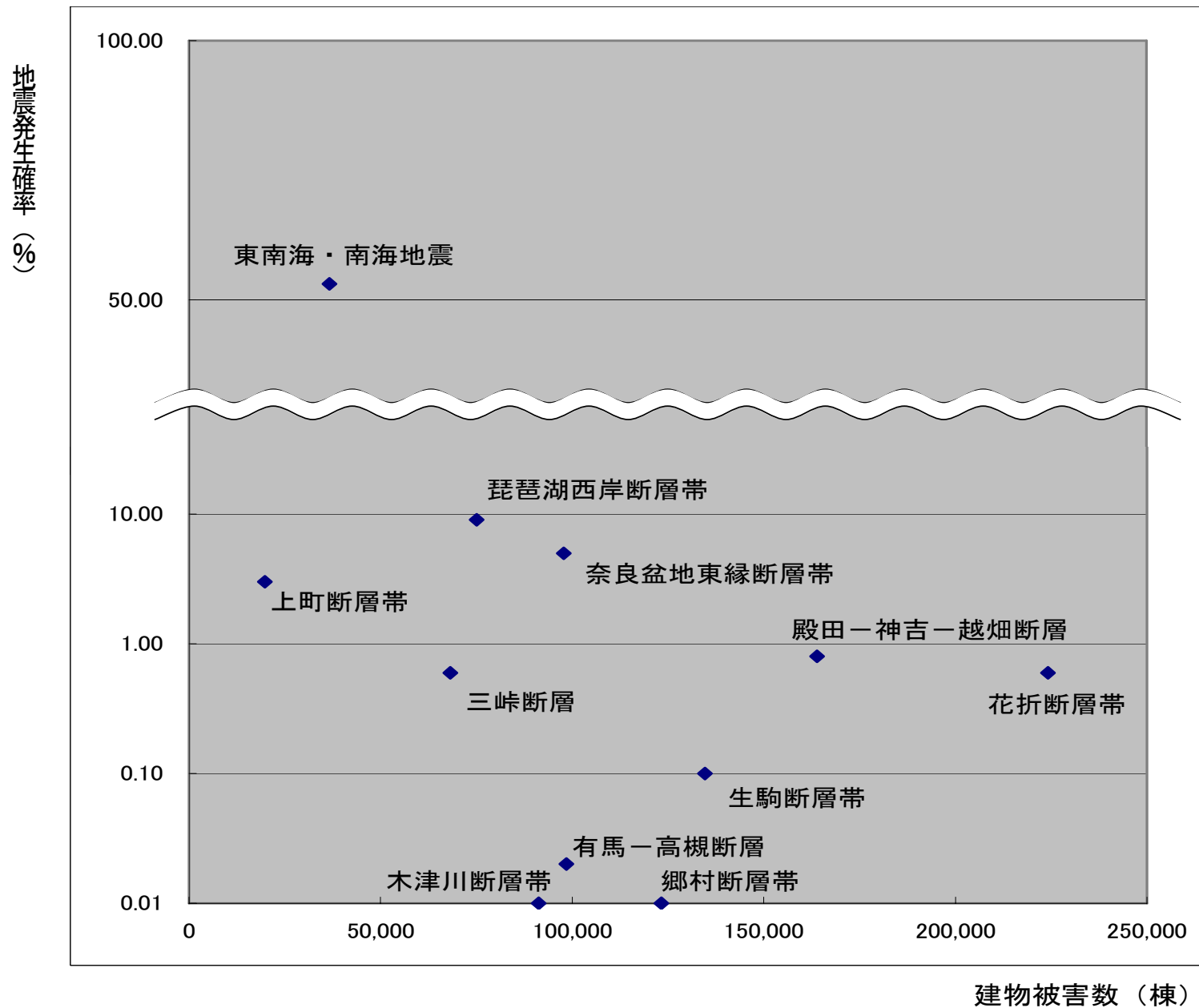


調査対象の震源断層(地表のトレース)



○ 22の活断層地震 (右図)
○ 東南海・南海地震 (海溝型地震)
合計 23の地震を想定

想定される建物被害数と今後30年間の地震発生確率



ワーストシナリオの被害比較

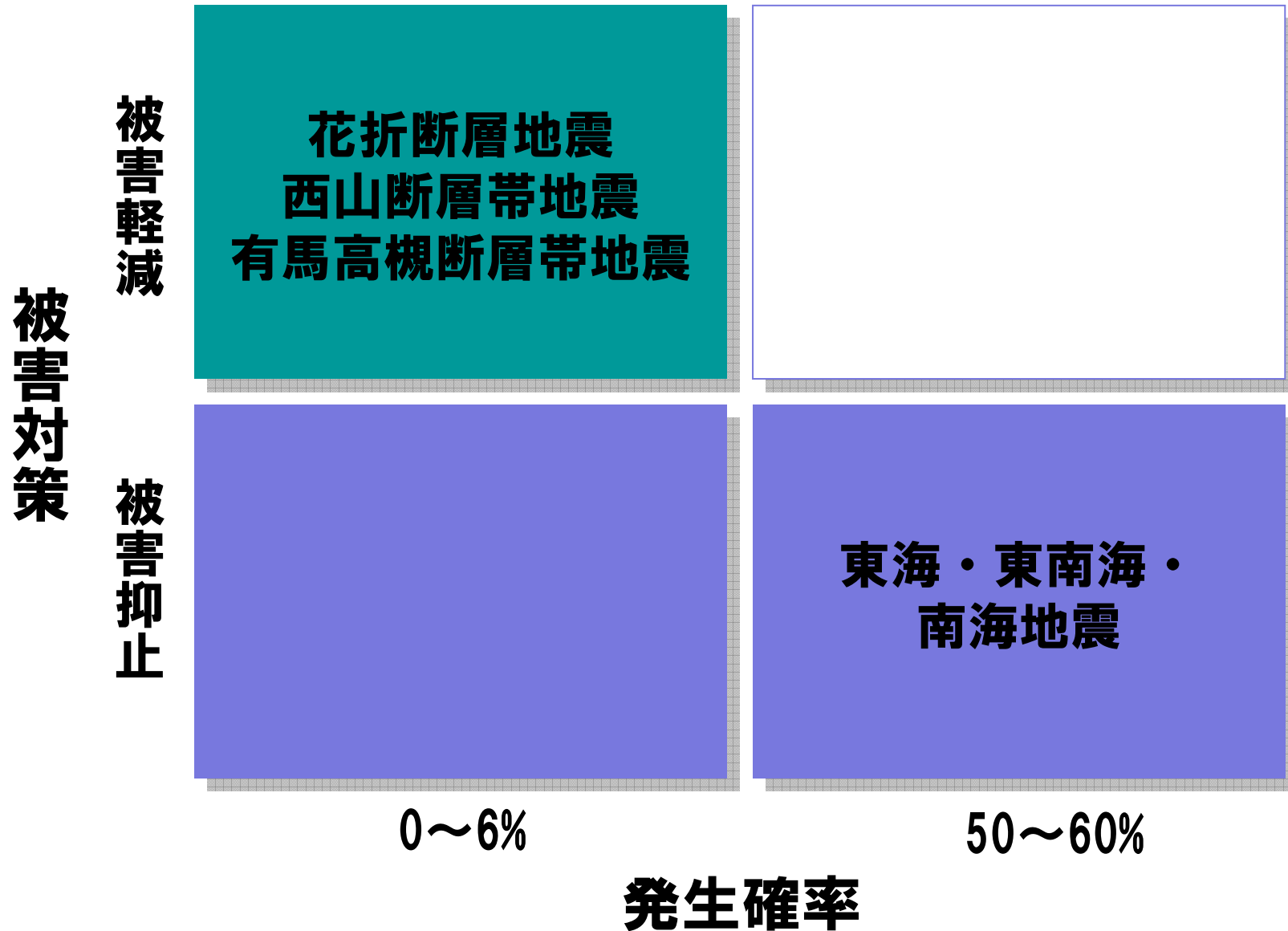
	花 折	奈良盆地 東縁	有馬高槻	東南海・ 南海	新潟県中越 (2004)
死者	6,900	1,900	2,900	130	67
負傷者 (うち重傷者)	74,400 (12,100)	19,700 (2,000)	43,900 (5,200)	6,200 (140)	4,795
要救助者	44,400	10,700	26,800	2,000	—
短期避難者	481,100	248,500	340,500	111,600	103,000
全壊	148,400	46,000	50,800	10,400	3,175
半壊・一部損壊	114,200	89,500	80,600	51,900	13,804
被災者	262,600	135,500	131,400	62,300	16,979
焼失建物	18,600	7,100	7,400	400	0

阪神淡路大震災の被害

項目		被害額 (億円)		%	
建 物	建築物	58,000	58,000	58.43%	
ライフライン	社会基盤施設	鉄道	3,439	27,951	28.16%
		高速道路	5,500		
		公共土木施設(高速道路を除く)	2,961		
		通信・放送施設	1,202		
		港湾	10,000		
		埋立地	64		
	生活基盤施設	水道施設	541		
		ガス・電気	4,200		
		廃棄物処理・屎尿処理施設	44		
公共施設	文教施設	3,352	5,836	5.88%	
	保健医療・福祉関係施設	1,733			
	その他の公共施設	751			
産業関連	商工関係	6,300	7,481	7.54%	
	農林水産施設	1,181			
被害総額		99,268			

出典：阪神・淡路大震災の復旧・復興の状況について(兵庫県)(平成17年10月)(算定は平成7年4月5日推計)

考慮すべき地震対策



第2章

戦略的地震防災対策指針の 基本的考え方

第2章 戦略的地震防災対策指針の基本的考え方

1 戦略的地震防災対策指針の位置付け

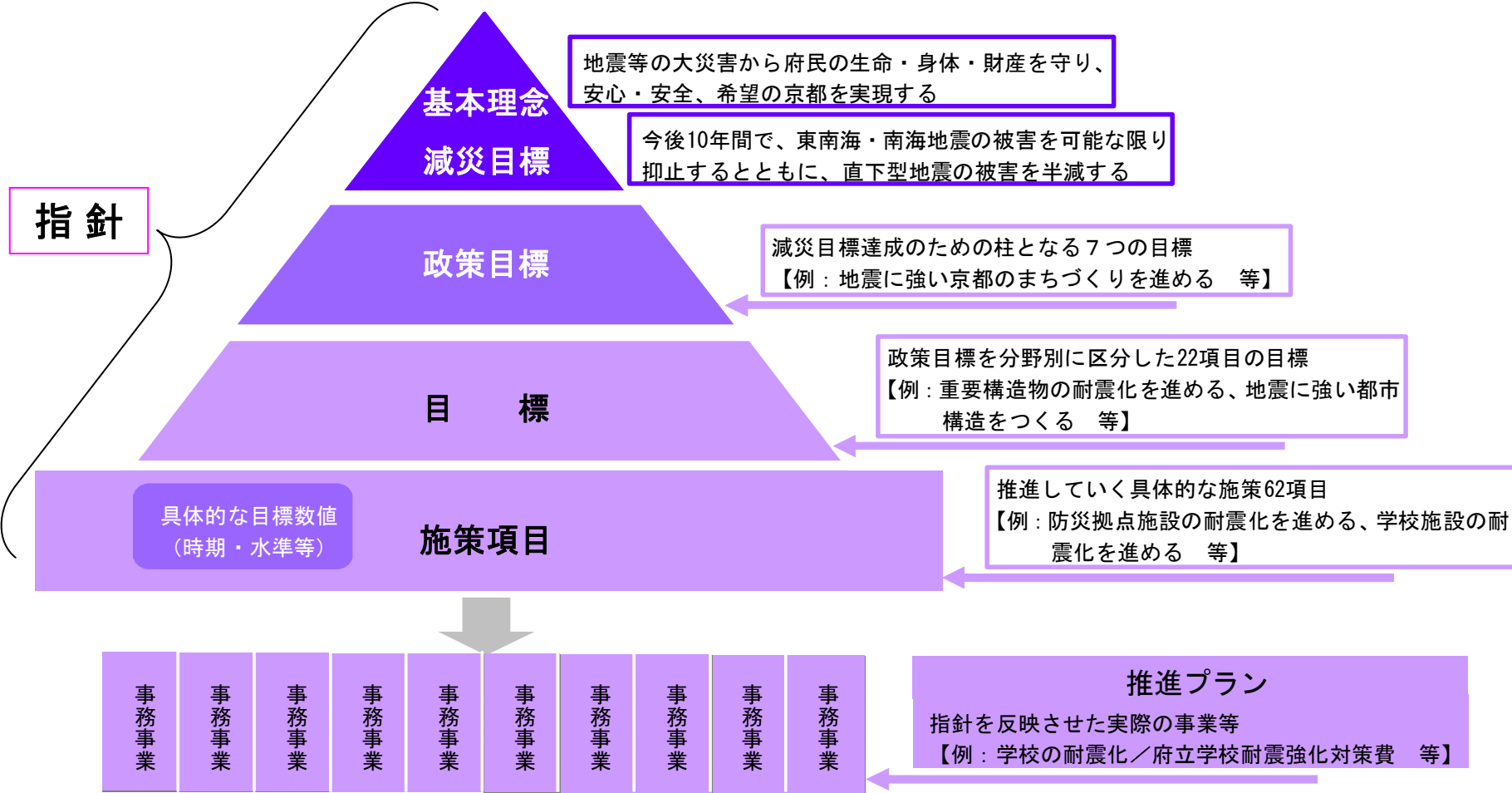
- (1) 今後30年を見据えて、当初の10箇年で、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等が、重点的に取り組むべき施策及び事業の推進方向を示す。
- (2) 本指針に定められた数値目標や各種施策目標は、可能な限り京都府地域防災計画（震災対策計画編）に盛り込む。
- (3) 国の地震防災戦略が地方公共団体に策定を求めている地域目標、及び地震防災対策特別措置法第1条の2に定める地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標として位置付ける。

第2章 戦略的地震防災対策指針の基本的考え方

2 戦略的な地震防災対策の推進

- 府民のかけがえのない生命を守ることを第一に、事前対策から復興対策に至るあらゆる局面の対策を体系的・階層的（目的と手段の明確化）に整理するとともに、施策の優先順位を付け、戦略的に地震防災対策を推進する。

戦略のイメージ



3 重点的取組事項

府民の生命を守ることを第一において、以下の事項を重点的に推進する。

- (1) 府民の生命と生活を守る
 - ・住宅の耐震化の促進
 - ・重要施設の耐震化の促進
 - ・地震に強いまちづくりの推進
 - ・災害対応体制の確立
- (2) 京都らしさを守る
 - ・文化財等の保護対策の推進
 - ・観光客等の保護対策の推進
 - ・大学・企業の事業継続体制の確立等
- (3) 地域力を高める(地域の絆を高め、防災力を高める)
 - ・防災意識の向上
 - ・地域防災力の向上

第2章 戦略的地震防災対策指針の基本的考え方

3 重点的取組事項

1

府民の生命と生活を守る

- ・住宅の耐震化の促進
- ・重要施設の耐震化の促進
- ・地震に強いまちづくりの推進
- ・災害対応体制の確立

2

京都らしさを守る

- ・文化財等の保護対策の推進
- ・観光客等の保護対策の推進
- ・大学・企業の事業継続体制の確立等

3

地域力を高める

(地域の絆を高め、防災力を高める)

- ・防災意識の向上
- ・地域防災力の向上

第2章 戦略的地震防災対策指針の基本的考え方

4 策定主体

京都府防災会議

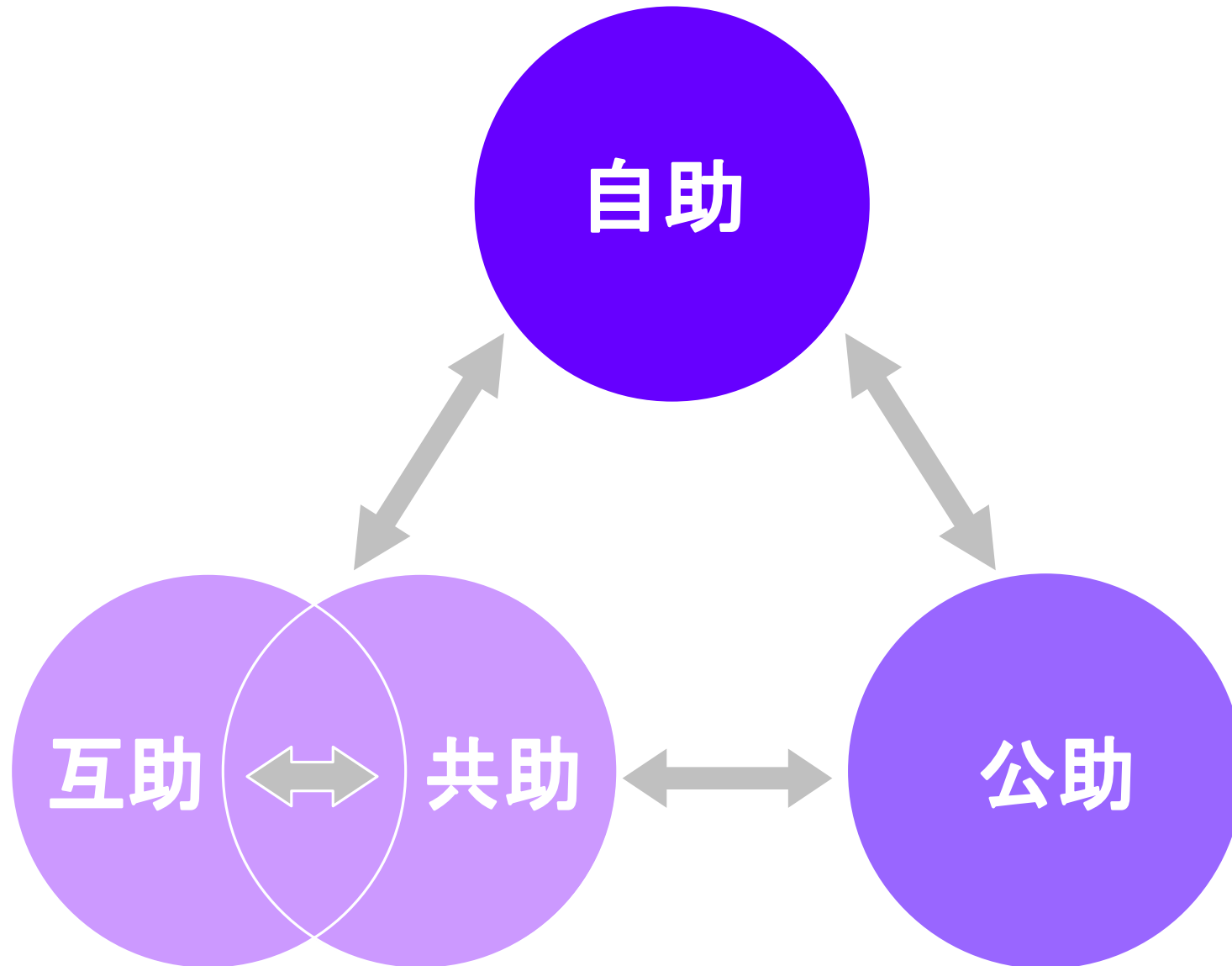
5 計画期間

平成21年度～平成30年度(10年間)

6 実施主体

国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、
地域、NPO、企業、大学等

「助け合うこと、支え合うこと」



第3章 戰略的地震防災对策指針

基本理念

地震等の大災害から府民の生命・身体・財産を守り、安心・安全、希望の京都を実現する。

減災目標

今後10年間で、東南海・南海地震の被害を可能な限り抑止するとともに、直下型地震の被害を半減する。

7つの政策目標

1. 地震に強い京都のまちづくりを進める
2. 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る
3. 地震に強い京都の人づくりを進める
4. 行政の危機対応能力の向上を図る
5. 災害後の府民生活を守る
6. 京都らしさを保った復興を実現する
7. 京都経済・活力を維持する

3 具体目標

- 基本理念に即して、減災目標を達成するため、人的・物的被害の軽減、社会・経済活動の継続のそれぞれの側面から具体的な数値目標を定める。

○減災効果(例:人的被害)

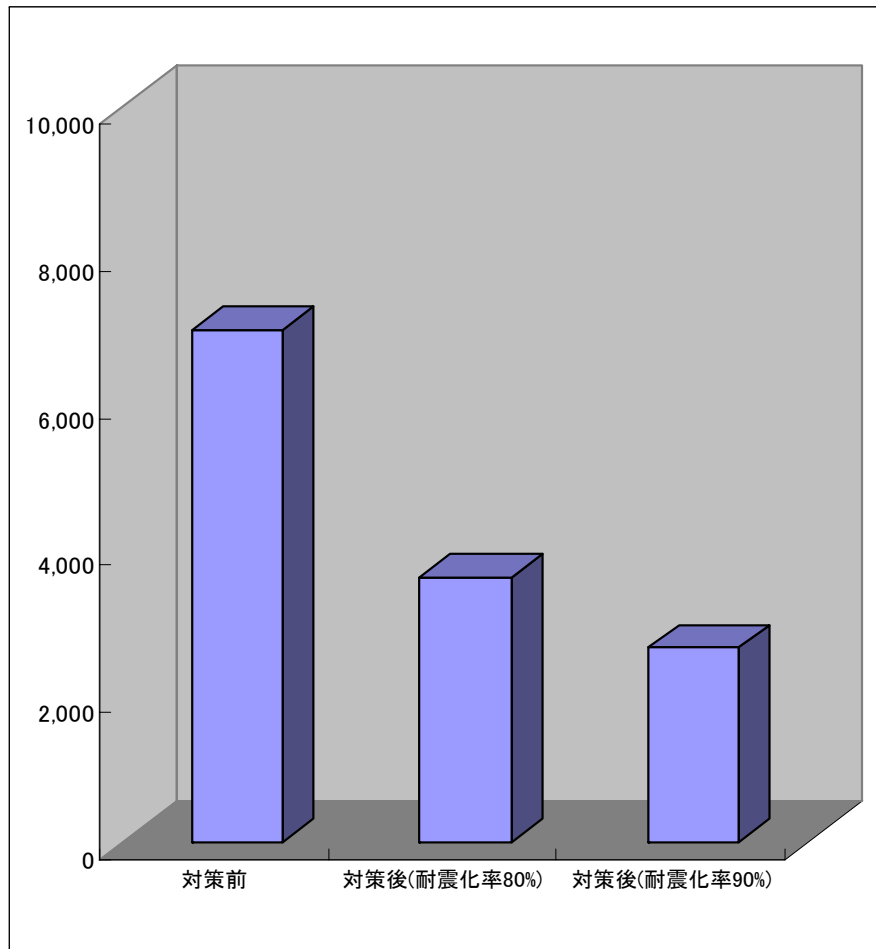
<花折断層地震:(耐震化率90%)の場合>

現 状	対策後	減災効果	
6,900人	2,600人	4,300人減	62.3%減

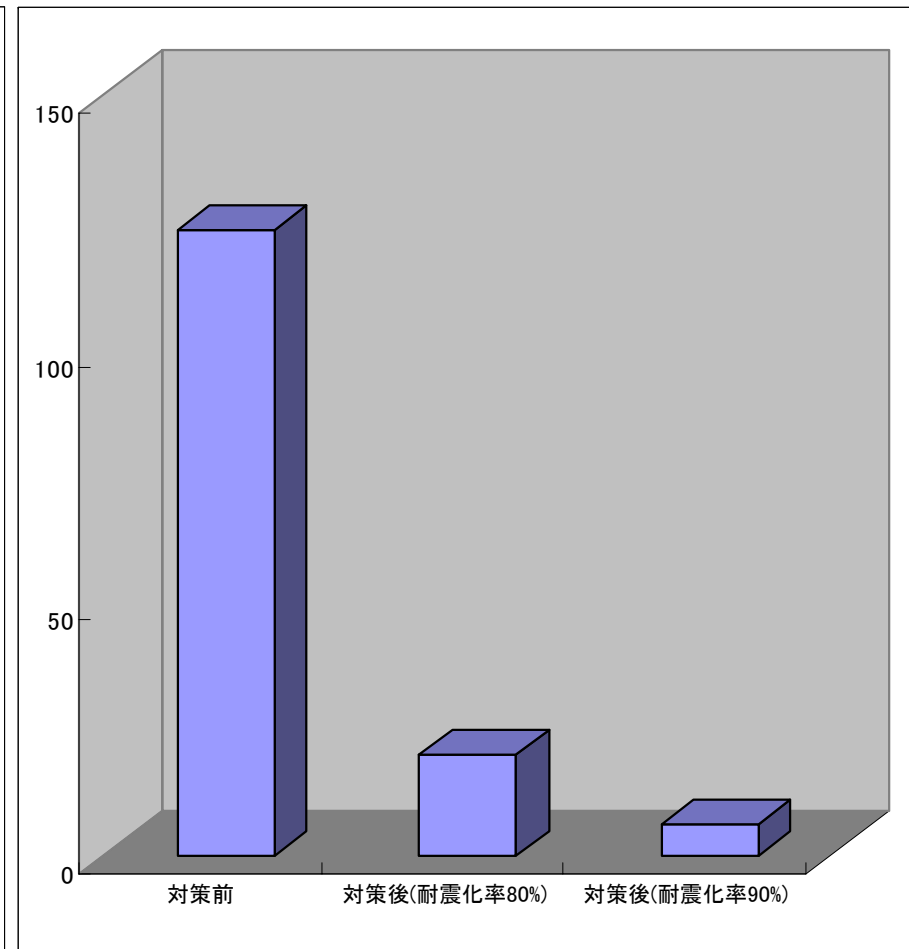
<東南海・南海地震:(耐震化率90%)の場合>

現 状	対策後	減災効果	
130人	10人	120人減	92.3%減

対策の実施による減災効果 ＜死者数＞



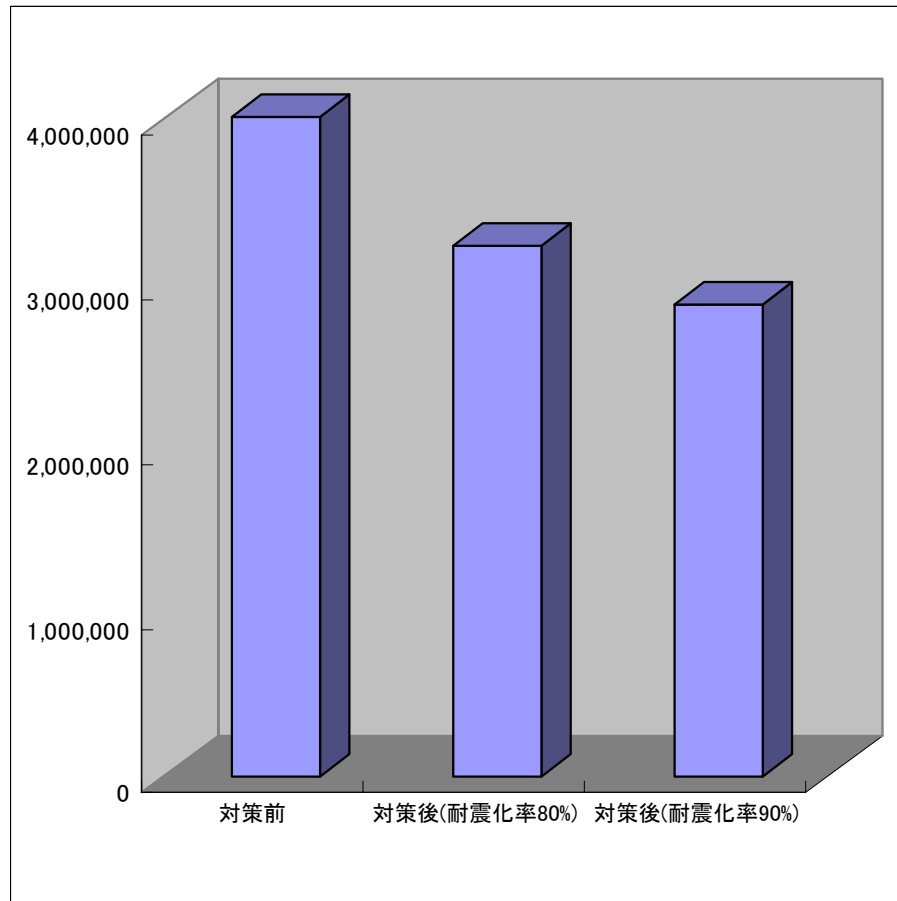
花折断層地震における被害



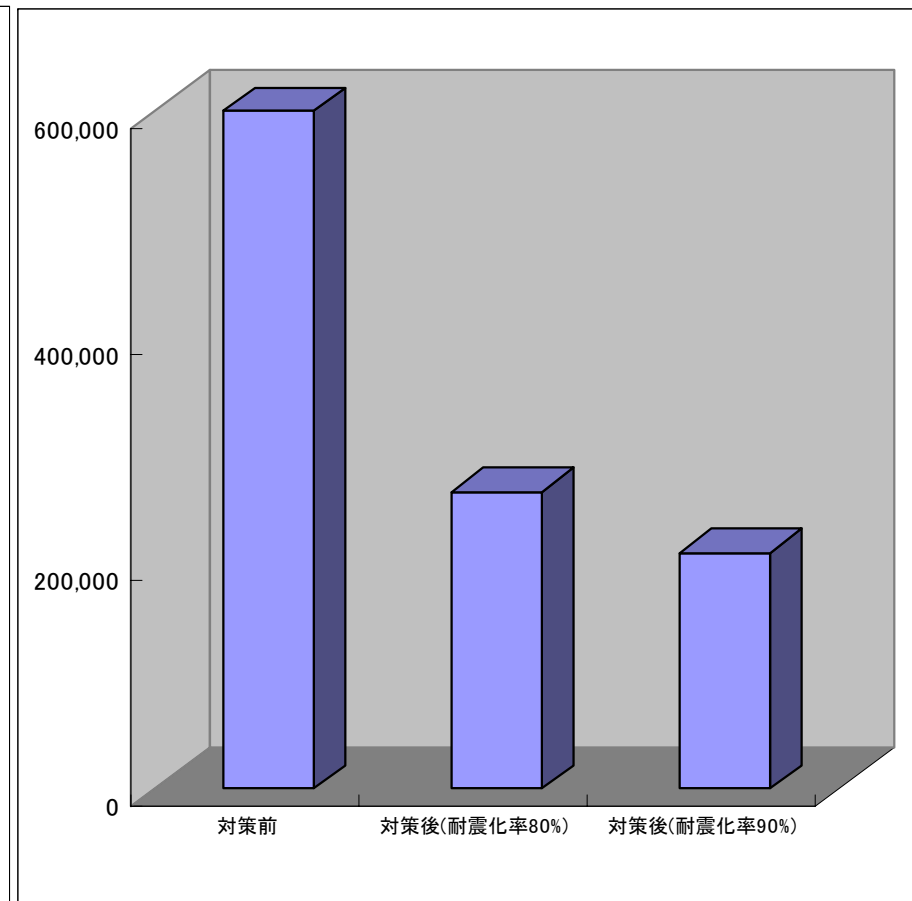
東南海・南海地震における被害

(単位：人)

対策の実施による減災効果 ＜建物資産被害＋家財資産喪失＞



花折断層地震における被害



東南海・南海地震における被害

(単位:百万円)

◆府民の生命と生活を守る

- 住宅の耐震化率90%を目指す。(H27)
- 家具の固定率51%を目指す。(H26)
- 防災拠点となる公共施設の耐震化率80%を目指す。(H25)
- 公立小・中学校の耐震化率90%を目指す。(H25)
 - ※倒壊の危険性が高い施設は100%を目指す。(H24)
- 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率を、第1次緊急輸送道路については100%、第2次緊急輸送道路については約80%を目指す。(H22)
- 緊急輸送道路の改良率約83%を目指す。(H22)
- ライフラインの復旧体制の充実
 - ・火力発電設備、変電設備、配電設備等電力設備の耐震化を図る。
 - ・ガス整備の耐震性の向上と都市ガス供給停止ブロックの細分化を進める。
 - ・水道の基幹管路の耐震化を図る。
 - ・下水道施設の耐震化を図る。

◆京都らしさを守る

- 文化財建造物の耐震化、各種消火設備の所有者と連携した整備等のほか、自主防災組織と消防機関の連携等により地域ぐるみで文化財保護対策を推進する。
- 観光客支援マニュアルの整備等、観光客等の保護対策を推進する。(H25)
- 過半数の中堅企業、大学等における事業継続計画の策定を目指す。(H26)

◆地域力を高める

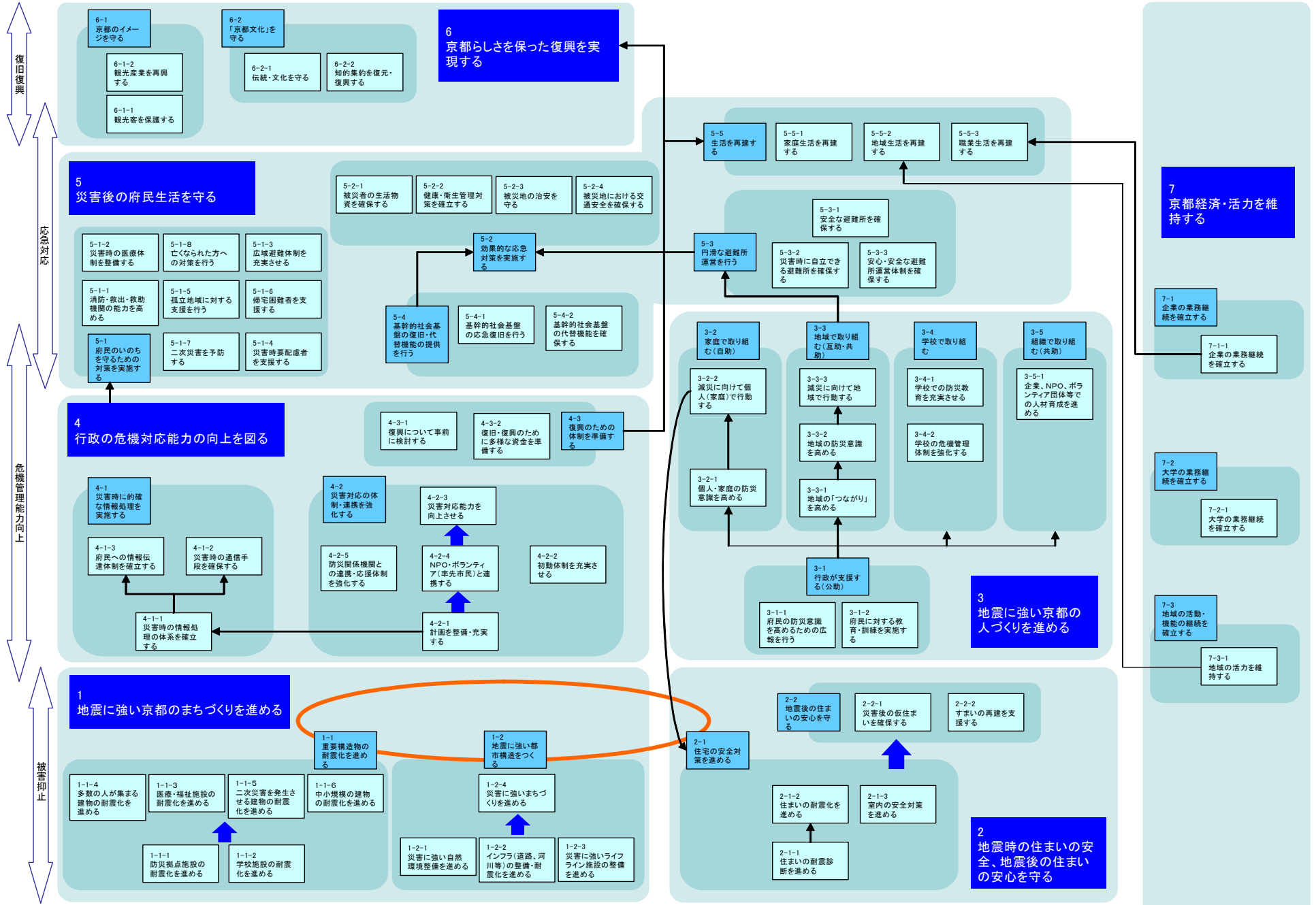
- 「消防団活動活性化プラン」に基づき、消防団活動を活性化する。
- 自主防災組織の組織率100%を目指す。(H30)
- 指導者向けの講習会の開催や、防災教育用教材を制作・普及することにより防災教育を充実する。
- 災害時要配慮者避難支援体制の確立を目指し、全市町村において避難支援計画を整備する。(H21)

第4章 防災戦略の一覧

7つの政策目標

1. 地震に強い京都のまちづくりを進める
2. 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る
3. 地震に強い京都の人づくりを進める
4. 行政の危機対応能力の向上を図る
5. 災害後の府民生活を守る
6. 京都らしさを保った復興を実現する
7. 京都経済・活力を維持する

【7つの政策目標】-【目標】-【施策項目】の連関図



1. 地震に強い京都のまちづくりを進める

1-1 重要構造物の耐震化を進める

1-1-1 防災拠点施設の耐震化を進める

1-1-2 学校施設の耐震化を進める

1-1-3 医療・福祉施設の耐震化を進める

1-1-4 多数の人が集まる建物の耐震化を進める

1-1-5 二次災害を発生させる建物の耐震化を進める

1-1-6 中小規模の建物の耐震化を進める

1-2 地震に強い都市構造をつくる

1-2-1 災害に強い自然環境整備を進める

1-2-2 インフラ(道路、河川等)の整備・耐震化を進める

1-2-3 災害に強いライフライン施設の整備を進める

1-2-4 災害に強いまちづくりを進める

2. 地震時の住まいの安全、地震後の 住まいの安心を守る

2-1 住宅の安全対策を進める

2-1-1 住まいの耐震診断を進める

2-1-2 住まいの耐震化を進める

2-2 地震後の住まいの安心を守る

2-2-1 災害後の仮住まいを確保する

2-2-2 住まいの再建を支援する

3. 地震に強い京都の人づくりを進める

3-1 行政が支援する(公助)

3-1-1 府民の防災意識を高めるための広報を行う

3-1-2 府民に対する教育・訓練を実施する

3-2 家庭で取り組む(自助)

3-2-1 個人・家庭の防災意識を高める

3-2-2 減災に向けて個人(家庭)で行動する

3-3 地域で取り組む(互助・共助)

3-3-1 地域の「つながり」を高める

3-3-2 地域の防災意識を高める

3-3-3 減災に向けて地域で行動する

3-4 学校で取り組む

3-4-1 学校での防災教育を充実させる

3-4-2 学校の危機管理体制を強化する

3-5 組織で取り組む(共助)

3-5-1 企業、NPO、ボランティア団体等での人材育成を進める

4. 行政の危機対応能力の向上を図る

4-1 災害時に的確な情報処理を実施する

- 4-1-1 災害時の情報処理の体系を確立する
- 4-1-2 災害時の通信手段を確保する
- 4-1-3 府民への情報伝達体制を確立する

4-2 災害対応の体制・連携を強化する

- 4-2-1 計画を整備・充実する
- 4-2-2 初動体制を充実させる
- 4-2-3 災害対応能力を向上させる
- 4-2-4 NPO・ボランティア(率先市民)と連携する
- 4-2-5 防災関係機関との連携・応援体制を強化する

4-3 復興のための体制を準備する

- 4-3-1 復興について事前に検討する
- 4-3-2 復旧・復興のために多様な資金を準備する

5. 災害後の府民生活を守る

5-1 府民の生命を守るための対策を実施する

5-2 効果的な応急対策を実施する

5-3 円滑な避難所運営を行う

5-4 基幹的社会基盤の復旧・代替機能の提供
を行う

5-5 生活を再建する

5-1 府民の生命を守るための対策を実施する

- 5-1-1 消防・救出・救助機関の能力を高める
- 5-1-2 災害時の医療体制を整備する
- 5-1-3 広域避難体制を充実させる
- 5-1-4 災害時要配慮者を支援する
- 5-1-5 孤立地域に対する支援を行う
- 5-1-6 帰宅困難者を支援する
- 5-1-7 二次災害を予防する
- 5-1-8 亡くなられた方への対策を行う

5-2 効果的な応急対策を実施する

5-2-1 被災者の生活物資を確保する

5-2-2 健康・衛生管理体制を確立する

5-2-3 被災地の治安を守る

5-2-4 被災地における交通安全を確保する

5-3 円滑な避難所運営を行う

5-3-1 安全な避難所を確保する

5-3-2 災害時に自立できる避難所を確保する

5-3-3 安心・安全な避難所運営体制を確保する

5-4 基幹的社会基盤の復旧・代替機能 の提供を行う

5-4-1 基幹的社会基盤の応急復旧を行う

5-4-2 基幹的社会基盤の代替機能を確保する

5-5 生活を再建する

5-5-1 家庭生活を再建する

5-5-2 地域生活を再建する

5-5-3 職業生活を再建する

6.京都らしさを保った復興を実現する

6-1 京都のイメージを守る

6-1-1 観光客を保護する

6-1-2 観光産業を再興する

6-2 「京都文化」を守る

6-2-1 伝統・文化を守る

6-2-2 知的集約を復元・復興する

7.京都経済・活力を維持する

7-1 企業の事業継続を確立する

7-1-1 企業の事業継続を確立する

7-2 大学の業務継続を確立する

7-2-1 大学の業務継続を確立する

7-3 地域の活動・機能の継続を確立する

7-3-1 地域の活力を維持する

第5章 戦略的地震防災対策の推進

- 国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等の各主体が、それぞれの役割を担い、連携・協働して推進する。
- 京都府防災会議の専門部会として「京都府戦略的地震防災対策推進部会」(以下「推進部会」という。)を設置し、目標の達成状況を評価検証する。
- 全部局で構成する推進会議を設置し、全庁での推進体制を確保して取り組む。
- 政策目標、目標、施策項目を実現するために、重点的に取り組む事務事業の内容、数値目標、着手時期、達成時期、実施主体を定めた推進プランを作成し、それぞれの施策・対策を実行する。
- 戦略的地震防災指針の進捗状況については、推進部会の事務局である京都府が定期的に調査・確認し、その内容を推進部会で審議し、その結果を防災会議に報告する。
- 計画・実行・評価・改善の過程を繰り返し、必要に応じて指針の見直しを行う。

第5章 戦略的地震防災対策の推進

